



暑中お見舞い申し上げます

代表 長沼 隆弘

新型コロナウイルス感染症が5類に分類され、ようやく人の流れが正常化しつつあります。消費は回復したのだろうか。

消費税が8%から10%になり軽減税率が導入されたのが令和元年でした。近年の原油価格上昇もあいまって生活費は上がる一方です。企業においても販売費及び一般管理費と言われる固定費は少しずつ上昇しています。

なんとか売値への転嫁を図り、利益率を確保したい。消費税のインボイス制度も10月1日から始まります。実際にコストが上がっている今、値上げのチャンスではないでしょうか。

最近、テレビやSNSなど多くのニュースに触れる機会が増えましたが、聞くも悲しいニュースが多く、これでは心がすさんでしまいます。このようなネガティブな情報には触れない努力が必要なのかもしれません。

夏の暑さに体力は奪われますが、心の健康を保つ為に、心を強く、前向きなポジティブな気持ちで日々を送るように心掛けたいと思います。皆様もご自愛ください。



インボイスを受け取った場合

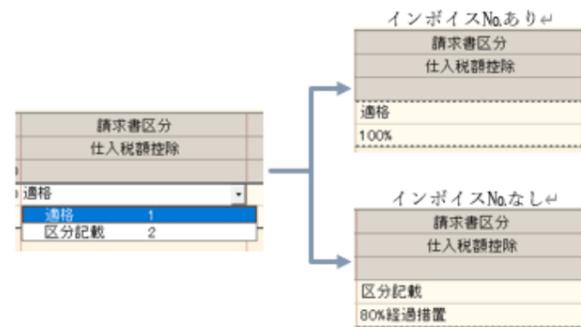
インボイス制度開始後の経理処理

いよいよ10月1日からインボイス制度が開始されます。制度開始後、支払時に受取った請求書・領収書等にインボイス番号が記載されているか否かで会計ソフトの入力の仕方が異なります。また、クレジットカードで支払った場合の注意点についても見ていきましょう。

①会計ソフト入力の仕方(弥生会計の場合)

インボイス対応の最新版には請求書区分の欄があります

- ・インボイス番号記載ありの請求書等…「適格」
- ・インボイス番号記載なしの請求書等…「区分記載」



なお、会計ソフトがインボイスに未対応の場合、仕入税額控除の経過措置(80%控除)を受けるためには、その旨を帳簿の摘要欄等に手入力する等の対応が必要です。

②クレジットカードのレシート保存について

毎月カード会社から届くご利用明細書ですが、実はこれはインボイスに該当しません。カード利用時に各お店でもらうレシート(クレジット売上票)がインボイスとなりますので、そこにインボイス番号の記載があるか確認しましょう。カード払いのレシートも現金で支払った時と同じように、必ず保存するようにしてください。

(田原)

生前贈与について 相続税の大きな改正があります

- ・生前贈与加算が3年から7年になります。⇒増税
- ・相続時精算課税制度に基礎控除額が創設されます。⇒減税



【暦年贈与】

相続開始前の3年間に贈与した財産について、相続が発生した時には被相続人の相続財産に加算する(含めないといけない)ことになっています。

その加算する対象期間が3年から7年へ延長されることになります。ただし延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については総額100万円までは加算されません。

生前贈与加算 3年から7年へ

令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
7	6	5	4	3	2	1	死亡
110万	110万	110万	110万	110万	110万	110万	

改正前 330万円を相続財産に加算

改正後 670万円を相続財産に加算※

※改正後の加算額の計算

令和12年～令和10年 110万円×3年 = 330万

令和9年～令和6年 (110万円×4年) - 100万円 = 340万

合計 670万円

【相続時精算課税】

これまでの2,500万円の特別控除額に、年間110万円の基礎控除額が設けられます。相続時精算課税制度適用による贈与は年間110万円までは贈与税がかからず、相続財産に含める必要もありません。

ただし、相続時精算課税制度を適用するには、相続時精算課税選択届出書を提出しなければならず、一度選択すると暦年課税への変更はできません。

精算課税制度 基礎控除額創設

令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
500万	500万	500万	500万	500万	死亡
110万	110万	110万	110万	110万	

相続時精算課税制度

利用分の2,500万円のみ

相続財産に加算

550万円は無税

相続時精算課税制度選択

今回の改正は令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。(渡邊)

役員の重任登記は

お済みですか？



株式会社の場合、役員の任期満了から2週間以内に役員変更の登記をする必要がありますが、任期を10年としている場合、10年後の変更登記はどうしても忘れてしまいがちです…。

登記を怠ると代表者取締役個人が過料に処される可能性がありますので、登記時期を管理し、登記申請は速やかに行うようにしましょう。

(鈴木)

新入職員紹介

とみおか ともひろ
富岡 朋央

趣味：温泉巡り・将棋
令和5年5月に入社しました。税理士試験に向けて学習していることと、実務との違いに、日々苦戦しておりますが、少しでも早く皆様のお役に立てるよう頑張りますので、どうぞよろしくお願い致します。

